

## 7. 申請図書一覧

### 大規模土地取引行為届出書

- ・対象となる土地の規模  
面積3,000㎡以上の土地
- ・届出者  
土地に関する権利を移転しようとする者（土地の売主など）
- ・届出時期  
売買契約など、土地取引を行おうとする日の6カ月前まで
- ・提出図書（提出部数 1部、副本が必要な場合2部）
  - ① 大規模土地取引行為届出書（様式第3号）
  - ② 位置図（住宅地図使用可）
  - ③ 区域図
  - ④ 公図の写し（事業区域を赤で囲み、隣接地の所有者名を記載したもの）
  - ⑤ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書で発行後3カ月以内のもの（写し可））
  - ⑥ 届出に係る土地及びその周辺状況を示す写真並びに写真位置図※届出者が本人でない場合、委任状が必要となります。  
※市から通知を送付する届出担当者連絡先（電話及びメールアドレス）をお知らせ下さい。
- ・届出後の流れ  
市は届出内容について助言があるか検討し通知します。  
市からの助言の通知後、土地取引行為が可能です。  
※案件によって、まちづくり委員会に意見を聴くため、通知まで時間がかかる場合があります。

### 特定事業構想届出書

- ・届出時期
  - ①大規模土地取引行為を経て特定事業を行う場合  
土地の権利を移転する日の3カ月前までかつ事業計画の変更が可能な時期
  - ②大規模土地取引行為を経ないで特定事業を行う場合  
事業計画の変更が可能な時期
- ・提出図書（提出部数 3部、データ 一式）
  - ① 特定事業構想届出書（様式第4号）
  - ② 委任状
  - ③ 位置図
  - ④ 事業区域図
  - ④ 公図の写し（事業区域を赤で囲み、隣接地の所有者名を記載したもの）
  - ⑤ 届出に係る土地及びその周辺状況を示す写真並びに写真位置図
  - ⑥ 土地利用構想図（施設の配置など基本事項を示す図面）※必要な図面等を担当者に確認すること。
- ・届出後の流れ  
市は届出内容について指導等があるか検討し回答します。  
※案件によって、まちづくり委員会に意見を聴きます。

## 標識設置報告書

### 【特定事業】

- ・ 標識設置時期  
特定事業構想の届出を行った日から1週間以内
- ・ 提出時期  
標識設置した日から1週間以内
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 標識設置報告書（様式第6号）
  - ② 位置図（標識設置場所表示）
  - ③ 標識写真
  - ④ 標識設置写真

### 【開発等事業】

- ・ 標識設置時期  
事業計画承認申請書を提出しようとする日の15日前まで
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 標識設置報告書（様式第6号）
  - ② 位置図（標識設置場所表示）
  - ③ 標識写真
  - ④ 標識設置写真

## 説明会開催報告書

### 【特定事業】

- ・ 提出時期  
説明会の開催日から1週間以内
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 説明会開催報告書（様式第7号）
  - ② 説明会配布資料  
開催通知及び説明会に用いた資料
  - ③ 住民説明会の状況が確認できる書類（議事録）
  - ④ 近隣住民説明範囲図

## 住民説明報告書

### 【開発等事業】

- ・ 説明時期  
事業計画の説明は、計画の変更等が可能な時期かつ事業計画承認前まで
- ・ 提出時期  
説明後すみやかに
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 住民説明報告書（様式第18号）
  - ② 説明範囲が分かる資料
  - ③ 説明配布資料
  - ④ 説明の状況の趣旨（議事録）

## 事前審査願

- ・ 提出について  
提出書類等の確認のため、最初に1部提出して下さい。  
案件によって、必要部数（各課配付分）をお伝えします。  

※都市計画法第29条第1項の開発行為の場合は、東京都の開発調整会及び仮決裁後に事前審査願受付となります。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副＋各課配付分（まちづくり計画課に確認））  
申請図書一覧（事前審査願・承認申請）P18をご確認下さい。
- ・ 標準事務処理期間（受付から回答書交付 4～5週間）

## 事業計画承認申請書

- ・ 提出について  
関係課と協議が整った後、提出して下さい。  
提出書類等の確認後に受付となります。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副 2部）  
申請図書一覧（事前審査願・承認申請）P18をご確認下さい。
- ・ 標準事務処理期間（受付から承認書交付 3～4週間）

## 軽微変更届

- ・ 変更について  
関係各課協議事項に変更が生じた際は、まちづくり計画課に速やかにご相談下さい。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副 2部）
  - ① 軽微変更届（様式第13号）
  - ② 位置図
  - ③ 変更内容一覧表（変更内容・変更理由記載）
  - ④ 変更が生じた部分の図面等資料（変更前・変更後）  
（変更箇所及び内容が分かるよう色付け等すること）

## 事業計画承認申請書（変更）

- ・ 変更について  
関係各課協議事項に変更が生じた際は、まちづくり計画課に速やかにご相談下さい。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副 2部）
  - ① 事業計画承認申請書（様式第14号）
  - ② 位置図
  - ③ 変更内容一覧表（変更内容・変更理由記載）
  - ④ 変更の関係各課協議議事録
  - ⑤ 変更が生じた部分の図面等資料（変更前・変更後）  
（変更箇所及び内容が分かるよう色付け等すること）

## 着手届

- ・届出時期  
工事を着手したとき
- ・提出図書（提出部数 1部）
  - ① 着手届（様式第20号）
  - ② 位置図
  - ③ 工程表

## 完了届

- ・届出時期  
工事が完了したとき  
完了検査予定日の1週間前まで
- ・提出図書（提出部数 正・副 2部）
  - ① 完了届（様式第21号）
  - ② 位置図
  - ③ 現場完了写真（撮影位置図添付）
  - ④ 土地利用計画図
- ・完了検査について  
工事完了時に市の立会い検査が必要です。  
予定が決まったら、まちづくり計画課と日程調整して下さい。  
（事前予約可能。曜日指定無し。3日程度候補日を挙げてご相談下さい。）  
※施工が完了していない場合、検査は実施できません。

# 申請図書一覧（事前審査願・承認申請）

○：通常必要とする書類・図面  
 △：必要と認める場合に添付  
 ＊：事前で添付した場合は不要  
 （変更がある場合添付）

書類 (図面) 番号	書 類 名 (図 面 名)	事業計画内容							
		開発行為 (都計法29条)		集合住宅		10m超建築物		道路位置指定	
		事前 審査願	承認	事前 審査願	承認	事前 審査願	承認	事前 審査願	承認
1	事前審査願又は事業計画承認申請書 (同意・協議申請書)	○	○	○	○	○	○	○	○
2	委任状	○	＊	○	＊	○	＊	○	＊
3	計画説明書	○	○	○	○	○	○	○	○
4	集合住宅に関する説明書			○	○				
5	関係各課協議結果報告書 (事前審査回答書(写)添付)		○		○		○		○
6	標識設置報告書		○		○		○		○
7	住民説明報告書		△		△		△		△
8	地番表(土地所有者一覧表) 隣接地含む	○	○	○	○	○	○	○	○
9	工実施の妨げとなる権利者の同意又は 承諾を証する書面(印鑑証明書添付)		△		△		△		位置指定 申請図 (写)
10	土地及び工作物等の登記全部事項証明書 隣接地含む	○	＊	○	＊	○	＊	○	＊
(1)	位置図	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	区域図(兼現況図)	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)	実測図	○	＊	○	＊	○	＊	○	＊
(4)	公図の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
(5)	公共用地境界査定図	△	＊	△	＊	△	＊	△	＊
(6)	土地利用計画図	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)	公共施設の管理に関する図面		○		△		△		△
(8)	区域に編入する公共施設の新旧対照図	△	△					△	△
(9)	公共施設構造図(縦・横断面等を含む) (道路・排水施設・水路等)		○		○		○		○
(10)	公園・緑地平面図(構造図等含む)	△	△	△	△	△	△		
(11)	敷地内緑化平面図・求積図			○	○	○	○		
(12)	排水施設計画平面図 兼給水施設計画平面図	○	○	○	○	○	○	○	○
(13)	雨水貯留・浸透施設計算書	○	○	○	○	○	○	○	○
(14)	造成計画平面図・断面図	○	○	△	△	△	△	△	△
(15)	崖の断面図	△	△						
(16)	擁壁の断面図・展開図	△	△						
(17)	防災計画図	△	△						
(18)	建物配置図			○	○	○	○		
(19)	各階平面図、立面図			○	○	○	○		
(20)	日影図					○	○		
(21)	現況写真(事業地及び周辺状況)	○		○		○		○	

※ 書類及び図面は、本一覧表左の番号順に整理製本し、目次を添付して下さい。また、図面には同表対比番号を付して下さい。  
 ※ 承認申請は、事前審査回答に伴う関係各課協議により、計画内容や土地利用計画等を変更(修正)した上で申請して下さい。  
 また、変更(修正)があった場合は、関係課へ資料・図面等を提出して下さい。